

令和7年7月11日  
島根県総務部人事課  
課長 飯塚 修司  
課長補佐 川島 輝紀  
電話番号 0852-22-6125

## 職員の処分について

このことについて、下記のとおり処分を行ったので、その概要を公表する。

### 記

#### 1 該当職員

- |           |           |
|-----------|-----------|
| (1) 所 属   | 土木部下水道推進課 |
| (2) 職名・氏名 | 主任 岩成 浩昭  |
| (3) 年 齢   | 39歳       |
| (4) 性 別   | 男性        |

#### 2 事案の概要

当該職員は、令和7年6月5日、被害者女性宅において、当該女性が13歳未満であることを知りながらわいせつな行為を行い、同月6日に逮捕され、同月27日、住居侵入及び不同意わいせつの罪で起訴された。

#### 3 処分内容

懲戒免職

#### 4 発令日

令和7年7月11日

#### 5 処分理由

職員の行った行為は、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当するとともに、県民の県行政に対する信用を著しく損なう行為であり、信用失墜行為を禁止した地方公務員法（昭和25年法律第261号）第33条の規定に違反し、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当する。

#### 6 その他

服務規律の確保について、全所属長に対し、各職員への徹底を図るよう文書通知を行う。